

申請者名 有限会社 ケアサポート岩井
代表者名 代表取締役 村瀬 左千子
事業所名 ゆう デイサービスセンター
所在地 愛知県江南市村久野町金森 170 番地
介護保険事業所番号 2373600366
指定年月日 平成15年5月30日
サービス種類 通所介護
ゆうデイサービスセンター 指定通所介護事業所
運営規程の概要

(事業の目的)

第1条 有限会社ケアサポート岩井が開設する。ゆうデイサービスセンター（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するおよび管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員および介護職員(以下「生活相談員等」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 指定通所介護の提供にあたっては、事業所の生活相談員等は、要介護者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括センター、居宅介護支援事業者、地域の保健所・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

第3条 事業を行う事業所の名所及び所在地は、次の通りとする。

① 名称 ゆうデイサービスセンター

② 所在地 愛知県江南市村久野町金森170番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次の通りとする。

① 管理者 1名

管理者は事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

② 従業員

生活相談員 1名以上 看護職員 1名以上

介護職員 3名以上

機能訓練指導員 1名以上

従業員は、指定通所介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

①営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く

②営業時間 午前8時30分から午後7時00分までとする

③サービス提供時間 午前9時20分から午後4時30分までとする。

(通所介護の利用定員)

第6条 指定通所介護の利用定員は次の通りとする。

① 1単位目 24名（通常規模）

(通所介護の内容及び利用料など)

第7条 指定通所介護の内容は次の通りとし、指定通所介護を提供した場合の利用額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 食事の提供 ② 入浴(一般浴、特別浴)
- ③ 日常生活動作の機能訓練 ④ 健康チェック
- ⑤ 送迎 ⑥ 短時間・時間延長サービス

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定通所介護に要した送迎費用は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、1Kmあたり120円を徴収する。

3 利用者の希望によりサービス提供時間を越えて行ったサービスは介護保険の適用とする。

4 食材費は、650 円（税込） おやつ代は、110 円（税込）を徴収する。

5 おむつ代は、実費を徴収する。

6 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

7 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

8 娯楽共益費 1 日 50 円徴収する。

(緊急時等における対応方法)

第8条 生活相談員等は通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医の医師などに連絡するなどの措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、江南市、扶桑町の地域とする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第10条 生活相談員等は、利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 生活相談員等は、事前に利用者に対して次の点に留意するように指示を行う。

- ① 気分が悪くなったときは、速やかに申し出る。
- ② 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう申し出る。
- ③ 時間に遅れた場合は、送迎サービスが受けられない場合がある。

(非常災害対策)

第11条 事業所は、防火管理の責任者を定め、非常災害に対する防火計画を作成し、非常災害に備えるため、年1回定期的に避難・救出等訓練を行う。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討するようにミーティング（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練等を定期的に実施する。

(個人情報保護)

第13条 事業所は、利用者または家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討するミーティング（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施（年1回以上）

(4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するため担当を生活相談員とする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 15 条 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、当該業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 16 条 事業所は生活相談員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおりに設けるものとし、また業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

② 継続研修 年 2 回

- 2 従業員は、業務上知り得た利用者又は、その家族の機密を保持する。
- 3 従業員であった者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社 ケアサポート岩井と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則

この規定は、平成 15 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 6 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、平成 24 年 4 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、平成 30 年 6 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、令和元年 6 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、平成 26 年 6 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、平成 27 年 6 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、令和 6 年 5 月 29 日より変更の上、施行する。

この規定は、平成 28 年 6 月 1 日より変更の上、施行する。

この規定は、令和 6 年 12 月 1 日より変更の上、施行する。

サービス内容に関する苦情

- ① 当センターご利用者相談・苦情担当
担当窓口 生活相談員
電話番号 0587-52-3200